

松山港及び今出港並びに松山空港において本邦と外国との間を往来する船舶及び航空機と陸地との間の交通及び貨物の積卸場所を指定する掲示

令和3年2月18日
神松支掲示第1号

関税法（昭和29年法律第61号）第24条第1項の規定に基づき、松山港及び今出港において本邦と外国との間を往来する船舶（以下「船舶」という。）並びに松山空港において本邦と外国との間を往来する航空機（以下「航空機」という。）と陸地との間の交通及び貨物の積卸場所を次のように指定し、令和3年2月25日から適用することとしたので同法施行令（昭和29年政令第150号）第22条第1項の規定により公告する。

なお、「松山港及び今出港並びに松山空港において本邦と外国との間を往来する船舶及び航空機と陸地との間の交通及び貨物の積卸場所を指定する掲示」（平成29年3月24日神松支掲示第1号）は廃止する。

松山税関支署長 田中 文朗

第1 交通場所

＜松山港及び今出港における船舶と陸地との交通場所＞

外国往来船	交通場所
外港第1埠頭1号及び2号岸壁 外港新埠頭1号及び2号岸壁 垣生4号岸壁	松山市営桟橋又は各施設の管理者が維けい中の本船と交通すべき場所として設置した出入口
上記以外の松山港内維けい中の船舶	松山市営桟橋

＜松山空港における航空機と陸地との交通場所＞

外国往来機	交通場所	制限
松山空港に駐機する外国往来機	(1) 松山空港ターミナルビル国際線出国検査場から搭乗橋を経て外国往来機に至る直近の通路	出国する旅客及び乗組員に限る。
	(2) 外国往来機から搭乗橋を経て松山空港ターミナルビル国際線入国検査場に至る直近の通路	入国する旅客及び乗組員に限る。
	(3) 旅客ターミナルビルANAスタンバイルーム横エプロン側出入口	出入国する旅客及び乗組員以外の者に限る。

外国往来機	交通場所	制限
	(4) 全日本空輸(株)松山空港保税蔵置場エプロン側出入口	貨物の積卸業務に従事する者に限る。
	(5) 10番ゲート	機用品積卸業務に従事する者に限る。
	(6) 松山空港ビル株式会社管理東ゲート	警備及び機内清掃業務に従事する者に限る。

第2 貨物の積卸場所

＜松山港及び今出港＞

- (1) 松山港外港第1埠頭1号及び2号岸壁並びに第2埠頭3号岸壁
- (2) 松山港外港新埠頭1号及び2号岸壁
- (3) 垣生4号岸壁
- (4) コスモ松山石油株式会社2号ドルフィン及び第3並びに第4桟橋
- (5) 松山市営桟橋
- (6) 大可賀埠頭2号市営上屋前岸壁

＜松山空港＞

4番、5番及び6番スポット